

<第3議案>

2016年度事業計画（案）

§ 1. 概観

(1) 国際的な核軍縮の停滞と、転換が求められる日本の核兵器政策

①核兵器のない世界に向かう共同意思の不在

被爆から70年目の2015年は、核兵器廃絶運動に大きな課題を残して終わった。NPT再検討会議における最終合意の失敗で明らかとなった「核兵器のない世界」に向かう国際的共同意思の不在は、秋の国連総会においても基本的に継続した。〔①核兵器を持つ国（5核兵器国、事実上の核兵器国3か国（イスラエル、インド、パキスタン））ならびに核保有主張国（北朝鮮）、及び②核の傘に安全保障を依存する非核兵器国（核兵器依存国。例えば日本、オーストラリア、NATO諸国など）〕と、〔③核兵器廃絶に熱心な有志国家（新アジェンダ連合等）〕との間の溝は埋められていない。市民社会、NGOはこの状況を打開するために、関与を深める必要がある。

②ジュネーブ「公開作業部会」への期待と希望

2015年秋の国連総会においては重要な決議が採択された。「核兵器廃絶のための拘束力のある法的枠組みの議論の場として公開作業部会（OEWG）を設立する」決議（A/70/33）である。OEWGは、2016年にジュネーブで開催される。核兵器保有国や核兵器依存国は理不尽にもこの決議に対して反対ないし棄権した。OEWGにおける「法的枠組み」を巡る議論は、核兵器の「壊滅的な人道上の結末」への懸念を表明する諸決議の支持が拡大しつつある状況と相俟って、2018年までに開催される国連総会ハイレベル会議が、実質的成果を生み出す基盤となるであろう。市民社会、NGOの参画と提案はその基礎を形成する。

③求められる「オバマビジョン」の継承発展

2016年は、09年に核兵器廃絶への斬新なメッセージとともに登場した米オバマ政権の任期が終わる年である。米国内における保守派・核兵器擁護派の抵抗、交渉相手であるロシアとの間でのウクライナ情勢やミサイル防衛等を巡る外交課題の複雑化を考慮すると、オバマ政権は新STARTの後継条約を生み出せないままに終わる可能性がある。2016年、市民社会とNGOには、「核兵器のない世界」に向かう気運とビジョンを継続させる世論をいかにして形成し顕在化させるかが問われている。同盟国・日本の市民は日本の核兵器政策を変更させる世論形成をとおして、この役割の一端を担うことができる。

④北朝鮮が4度目の核実験—「北東アジア非核兵器地帯」は喫緊の課題

2016年1月6日、北朝鮮（DPRK）が4度目の核実験を行なった。「核兵器のない世界」に逆行し、地域の緊張を高めるこの行為を許すことはできない。同時に私たちは、DPRKの意図や核開発の現状を冷静に分析し、「挑発と制裁」の「負のスパイラル」から脱するための議論を深める必要がある。「北東アジア非核兵器地帯」のビジョンを前進させることは喫緊の課題である。

⑤鍵を握る日本の核兵器政策

この数年、核兵器国（米、英、仏）からも支持を得てきた日本主導の国連総会決議案に対して、米、英、仏は賛成から棄権に、中、ロは棄権から反対に転じた。日本は、自らの役割を核保有国と非核保有国の橋渡しであると任じてきたが、このアプローチがあらためて問われることになった。日本が、核兵器が非人道的存在であるとの立場に立って、「核兵器依存政策」を見直し、核兵器廃絶を主導するよう政策転換をすれば、北東アジアにとっても世界にとっても大きな意味を持つであ

ろう。

(2) 「安保法制」で岐路に立つ日本の安全保障政策

①高まる「戦争当事国・日本」の蓋然性

2015年9月に成立、公布され、2016年3月に施行される「安保法制」は、ピースデポが掲げてきた「軍事力によらない安全保障」の理念と目的に本質的に反する立法である。市民社会からの、意識的で効果的な監視、問題提起が行われなければ、この立法は、日本が憲法平和主義による「拘束」を脱し、日米同盟の下で行う海外軍事活動の障壁を低下させ戦争当事国となる蓋然性を高めるのみであろう。同法制の下で、日本の防衛予算が11年ぶりに増額に転じようとしていること、また武器輸出の拡大が官民挙げて推進されていることもきわめて憂慮される事態である。

②深化する日米同盟の反人間的側面

現在進行中の辺野古新基地建設を含む、沖縄への差別的でかつ歴史的経緯を顧みない基地政策が、安保法制の成立によって固定化され強化されることに沖縄民衆と自治体は憤り、警戒している。私たちがこれに共鳴、共感し、思いを共有する。

また、15年4月に改訂された新「日米防衛協力の指針」は、日本が米国の核の傘に依存して安全を確保するという基本方針に基づくものである。

安保法制が強化しようとしている日米同盟には、このような反人間的側面が潜在している。そこには、基地政策に起因する住民の人権や海外に派兵される自衛官の人権への侵害が含まれる。

③問われる「積極的平和主義」の実体

「安保法制」と一体のものとして打ち出された「積極的平和主義」や、2015年2月10日に決定された「開発協力大綱」の下でのODAを含む国際援助活動が、非軍事原則を厳守し、民衆にとって真に恐怖、欠乏、差別・抑圧からの自由に貢献するものであるために、市民による監視、関与、提案が一層強化されなければならない。

以上のような日本の安保政策転換に対して、調査研究活動と事実によって裏うちされた「軍事力によらない安全保障」の対案を示してゆく必要がある。ピースデポは、「専守防衛」や「非核三原則」などの憲法平和主義に根ざす原則を、北東アジア地域の現実の中で活かす道を考えてきた。2016年は、この考えに立った諸プログラムをさらに強化、推進してゆく。

§ 2. 事業分野及びプログラム

上記の状況認識に立ち、2016年は次の事業分野と事業プログラムに沿った活動を進める。事業分野と事業プログラムは以下に列挙したものを含むが、随時適切に見直し、改善してゆく。

事業実施にあたっては、日本国内及び国際的NGOネットワークと連携・協力してゆく。

事業分野1 核兵器廃絶・不拡散への日本の市民社会からの寄与

【プログラム1】 日本の「核兵器依存政策」の変更を求める市民世論の醸成

§1で述べたように、「核兵器依存国」のありよう、中でも、日本が唯一の戦争被爆国でありながら核兵器依存政策をとり続けていることは、「核兵器のない世界」を遠ざける要因となっている。この政策の転換を求める世論の醸成には、ピースデポとしての情報の蓄積に加え、日本国内のNGOあるいは専門家との情報、議論の共有と協働が必要である。この思想にたった調査情報活動の蓄積を強力に推し進め、「核兵器・核実験モニター」や「イアブック」などを通して発信し世論醸成に貢献する。

[プログラム2] ジュネーブ公開作業部会(OEWG)への日本の積極的関与を促し関心を高める活動

OEWG設立を定めた国連総会決議に、5核兵器国は、「分裂主義的アプローチである」として反対した。日本は棄権したが、消極的関与に留まる可能性がある。そこで国内外のNGOと連携して、日本政府がOEWGに積極的に関与し、唯一の戦争被爆国に相応しい役割を果たすよう要請するとともに、OEWGへの関心を高めるためのNGOによる国際的な取り組みに参画する。これには、ジュネーブ現地への人の派遣、そのための事前学習会、セミナーの開催などが含まれる。

[プログラム3] 日印原子力協力協定を批准、発効させないための活動

15年12月の日印首脳会談によって、同協定締結が基本合意された。NPT非加盟の核保有国・インドとの原子力協力協定は、「核兵器のない世界」に逆行することは明らかである。今後国会で承認を巡る議論がなされるだろう同協定の内容を追跡・監視し、意思を共有するNGOや諸団体とともに、批准・発効をさせない世論形成の一翼を担う。

事業分野2 「北東アジア非核兵器地帯」を促進する活動

[プログラム1] 宗教者キャンペーンの立ち上げ

ピースデポは、これまで調査・研究を基本に据えながら、諸個人・団体間の連絡調整を担い、市民社会からの世論の高まりによって北東アジア非核兵器地帯の推進に向けて日本政府を動かすことをめざしてきた。そして、非核自治体・首長（日本非核宣言自治体協議会、平和首長会議）、国会議員「核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)」など、社会的影響力の大きい分野の人々への賛同拡大と組織化に力を注いできた。

2016年は、この努力の延長線上で、幅広く宗教界への支持を拡大するキャンペーンを新たに立ち上げる。

[市民の参画を促す諸プログラム]

市民の参画を拡大するため、以下のプログラムに取り組む。

- ①出版活動、ウェブサイト等を通じて「北東アジア非核兵器地帯」の意義を普及する。
- ②市民、自治体関係者らと共同で、学習会、セミナーを実施することをとおして、市民一人一人が自らの暮らす自治体に賛同を広げる活動を支援する。
- ③日韓市民及び議員、自治体の連携を継続・発展させる。

事業分野3 米軍、自衛隊の動向調査

米軍及び自衛隊の活動、日米安保体制の運用などの調査、研究を継続する。安保法制のもとでの日米共同作戦、自衛隊の海外活動、在日米軍基地による環境汚染・破壊、在日米軍及び自衛隊が関与する刑事事件や人権侵害、自衛官への人権侵害などの課題が考えられる。成果は、「モニター」などの刊行物に反映させるほか、適宜「ワーキング・ペーパー」などの形で公表する。

これらの活動は、ピースデポとセイピースの共同プロジェクトである「さい塾」(塾長：梅林宏道)を中心に実施する。

事業分野4 軍事費、武器輸出に関する調査活動

社会保障費や医療費の不足が指摘される中で、政府は16年度予算において、11年ぶりに在日米軍駐留経費負担を含む防衛費を増額しようとしている。世界規模の格差拡大が人々の安全や安心を根底から脅かしている中で、軍事費を福祉、貧困・失業対策や環境問題等に振り向ける世論形成に資する基礎データを蓄積し、「モニター」や「イアブック」を通じて発信する。日本企業による武器(防衛

装備) 輸出の実態調査にも力を入れる。

事業分野5 出版活動及びアウトリーチ活動

[プログラム1] 「核兵器・核実験モニター」の定期発行

基幹的定期刊行物としてさらなるクオリティの向上を図る。新たな執筆者の開拓、読者の拡大が課題である、年18回発行する。

[プログラム2] 「イアブック『核軍縮・平和』2016」の発行と拡大

イアブック2016年版を発行し普及・拡販する。執筆者及び編集体制の拡充に取り組み、メディアワークを含めたタイムリーな宣伝・広報を心がける。発行は8月を目標とする。

[プログラム3] 会員、支持者の拡大と、ネットワークの拡大

ピースデポの最大の財産は、会員・読者、ボランティアや支持者との協働作業を含む「人と人のつながり」である。入会・購読拡大のための協力要請を常時行う。またインターネットを活用した日常的な情報発信や、小規模のワークショップやセミナー(OEWGへの派遣準備を含む)を企画・実施し、「顔の見える」活動の機会を拡大して、会員の参画機会を拡大する。これらの目的に資するようウェブサイトのレイアウト、デザイン等の改善を行う。

[プログラム4] 「ワーキング・ペーパー」の発行

時宜に適切特定のテーマを取り上げる「ワーキング・ペーパー」を適時に発行する。電子版を基本とする。

[継続するプログラム]

以下の活動を継続する。

※海外活動への派遣(ジュネーブOEWG)。

※他機関との研究調査協力:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)との「包括的連携に関する協定」に基づく情報共有と協力関係を継続する。また国内の核兵器廃絶を目指すN GO、韓国をはじめとする海外のNGOや国際NGOとの協働、連携を継続する。

※核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)支援。

※日本非核宣言自治体協議会など自治体の平和活動への支援。

※執筆、講演、出演、取材協力。

※公開講演会やセミナーの開催。

§3. 組織体制

(1) スタッフ体制

常勤スタッフ2人に代表を含めたフルタイム3人体制を、2016年の早期に確立する。この体制の確立は、調査、研究、及び情報に関する質の向上、アウトリーチ活動の強化、持続的教育機能、財政基盤の維持・拡充を含む実務執行などのための必須の条件整備である。3人体制が確立するまでの間は、代表、副代表を含めた体制を継続する。

(2) ピースデポ協力研究員

13年から始めた「ピースデポ協力研究員」を継続する。「協力研究員」とは、調査研究活動によって平和運動に貢献する志をもち、NGOとしての構想やアイデアを出して実現していく場としてピースデポを活用する意思を持つ、主として若手の研究者を想定している。基本はパートタイムとして

柔軟な働き方ができるようにし、財源は当面、「将来計画資金」による。15年初頭に2名から1名に縮小されているので、拡充してゆく。

(3) 会員、モニター購読者の拡大

2015年が正味18人減となったように、基本的に減少基調が続いている。会員・購読者拡大に取り組み、2016年は正味増基調への転換を目指す。

(4) 助成金・調査委託及び寄付金の開拓

既存の委託業務の継続を確保しつつ、助成金や委託調査の新規獲得を最優先課題の一つとして取り組む。助成金のスタイルとしては、個別プロジェクト助成型、包括的な活動助成型など幅広くチャンスを求める。また、ウェブサイトなどを通して、広く市民を対象に「寄付拡大キャンペーン」(仮称)を実施する。税控除などの融合措置を伴う寄付・助成制度を積極的に活用する。

—以上